

## マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る 利便性向上等に関するアクションプログラム

### 1. 国民の利便性向上

#### (1) 個人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-1 税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービスの提供	<p>国・地方を合わせたマイナポータル<sup>1</sup>の提供開始に合わせ、従来それぞれに行う必要があった、国税及び地方税に係る申請・申告・納付等の手続や、年金に係る申請・納付等の手続について、マイナポータルにおいて、税・年金等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供する。</p> <p>その際、マイナポータル<sup>1</sup>の新たな機能を活用し、年金保険料の納付や免除手続等に関するきめ細かい情報提供、入力省力化、オンライン納付、アクセスデバイスの多様化等の利便性の高いサービスを一体的に提供する。</p>
1-2 国民年金保険料の簡便な免除申請手続(ワンクリック免除申請)の導入	<p>国・地方を合わせたマイナポータル<sup>1</sup>の提供開始に合わせて、①通知機能を活用して、免除に該当する可能性のある者に対して免除手続に関する情報を提供し、②当該者がマイナポータル<sup>1</sup>を利用して簡便に免除申請を行えるような仕組み(通称「ワンクリック免除申請」)の導入を図る。</p>
1-3 マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化	<p>医療保険者は、関係機関間の情報連携に向けて、被保険者、被扶養者の個人番号の収集・登録を行う予定。これを踏まえ、国・地方を合わせたマイナポータル<sup>1</sup>サービスの提供開始後速やかに、①医療保険者は、各被保険者等に対して、自己負担額等を記載した医療費情報をマイナポータル<sup>1</sup>に通知するとともに、②各被保険者等が、医療費控除の電子申告の際に、当該医療費情報を医療費控除の証明書として活用できるようにする。</p>
1-4 マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化	<p>国・地方を合わせたマイナポータル<sup>1</sup>サービスの提供開始後速やかに、①ふるさと納税受領地方団体は、ふるさと納税者に対して、ふるさと納税受領金額等をマイナポータル<sup>1</sup>に通知し、②各ふるさと納税者が、寄附金控除の電子申告の際に活用できるようにする。</p>
1-5 税・年金の申告・申請等に係る提出書類の省略	<p>国・地方を合わせたマイナポータル<sup>1</sup>の提供開始に合わせ、それまでに、従来、国税及び地方税に係る申請・申告の手続や、年金に係る申請の手続の際に必要な住民票や所得証明等の各種証明書類の提出省略を実現する。</p> <p>(例)・国税(所得税の住宅ローン控除(住民票))          ・地方税(生活保護受給証明書、身体障害者手帳)          ・年金の裁定請求や免除等手続(住民票、所得証明)</p>

(1) 個人向け(つづき)

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-6 税・年金保険料のインターネット上でのクレジットカード納付の導入・拡大	年金保険料については今年度中に、国税については所要の法改正等を経て平成29年からインターネット上でのクレジットカードによる納付を可能とする。地方税についても、総務省の助言・協力の下、各地域の事情に応じて、クレジットカード納付に対応する自治体の更なる拡大を図る。
1-7 国民年金保険料の前納時期の運用柔軟化	国民年金保険料の前納について、29年度を目途に、任意の月から翌年度末までの前納を可能とする。 (注)従来、国民年金保険料は、1月、6か月間、1年間及び2年間(口座振替のみ)の固定期間並びに年度途中の任意の月から年度末まで(現金のみ)の前納が可能。

(2) 法人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-8 法人が活用しやすい税・社会保険に係る民間ソフトウェアの開発促進	法人が活用しやすい民間ソフトウェアの開発を促進するため、今年度の早い時期に、新たに国税・地方税・社会保険の各当局と民間ソフト業界が一同に会する会議体を設置する。制度改正やマイナンバー制度への対応など、ソフト開発に必要な仕様情報等の迅速な提供や助言等を行う。加えて、オンライン利用率が低い社会保険の電子申請に対応したソフト開発を促進する。
1-9 国税の添付書類の電子データ化送信の実現	平成28年4月以後、国税について、従来書面で提出する必要のあった添付書類を、電子データによる提出を可能とする。
1-10 源泉徴収票(国税)と給与支払報告書(地方税)の様式統一化と提出一元化	現在、国税の源泉徴収票と地方税の給与支払報告書は、それぞれ国と地方に提出されているが、マイナンバーの利用開始に合わせて、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組を構築する。
1-11 国税・地方税に係る帳簿書類の電子保存対象範囲の拡大	国税・地方税に係る帳簿書類等の電子データ保存は税務当局の承認が必要だが、平成27年9月30日以降の承認申請について、承認要件を緩和し、電子保存可能な文書の範囲を拡大する。 (例)・契約書等の金額基準(現行3万円未満)の廃止 ・入力者の電子署名の廃止

## 2. 年金保険料の徴収強化

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
2-1 すべての国民年金滞納者に対する督促の実現	<p>今年度から、督促対象者を段階的に拡大していき、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得者を除いたすべての滞納者への督促の実現を目指す。</p> <p>(注)平成26年度の督促対象者の基準は、所得400万円以上及び未納月数13月以上。平成30年度までに所得300万円以上及び未納月数7月以上に段階的に拡大。</p>
2-2 国民年金保険料滞納者や免除該当者等に対する情報提供の強化	<p>個々の国民年金保険料滞納者や免除該当者等に対して、①ねんきんネットの通知機能を活用し、未納である旨や免除申請可能である旨を通知する。さらに、②国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせて、マイナポータル上で通知を見られるようにする。</p>
2-3 厚生年金適用漏れの解消	<p>法人番号の利用開始に合わせて、国税庁は、法人番号を加えた法人情報を日本年金機構に提供する。日本年金機構は、厚生年金適用事業所とのひも付けを完了し、集中的な加入指導等の一層の強化を図る。</p> <p>(注)厚生労働省及び日本年金機構は、昨年12月に国税庁から提供を受けた源泉徴収義務者に係る法人情報(約245万件)の活用等により、平成27年度から29年度の3年間で、集中的に加入指導等に取り組むこととされている。</p>
2-4 徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化	<p>悪質な年金滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度は、施行された平成22年からの累計実績(平成26年度末)が厚生年金のみで13件(最近は年間5件程度)に留まっているが、委任要件の見直し(滞納金額や滞納月数の引下げ等)等により、国民年金においても強制徴収委任を実施するとともに、両者を合わせた強制徴収委任件数について、年間件数を少なくとも約5倍、最大100件程度への大幅な増加を図る。</p>
2-5 年金保険料の納付率向上に向けた広報活動の強化	<p>マイナンバーの活用等による年金保険料の納付に係る利便性向上や徴収強化について、若者に重点を置いた広報活動を強化する。特に、若者を中心に年金制度への理解を促進するため、スマートフォンで年金見込額や手続等の年金情報が手軽に入手できる年金アプリを開発する。</p>

3. 行政効率化

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
<p>3-1 年金・国税・地方税当局間の情報共有ネットワークの整備</p>	<p>国税・地方税・年金の当局間の情報共有ネットワークを整備し、必要な情報を共有し、即時に活用できるシステムを構築する。</p> <p>国と地方の間で情報提供ネットワークシステムが整備されることを踏まえて、①地方税・年金当局間については、情報提供ネットワークシステム等を活用し、個人の所得情報や年金受給情報等の情報連携の強化を図り、年金審査事務等に活用、②国税・年金当局間については、既に国税庁から厚生労働省に提供された法人情報の活用状況を踏まえ、共有情報の範囲も検討しつつ、新たに情報を共有するためのネットワークを整備し、法人情報や強制徴収委任に関する情報等の情報連携の強化を図り、年金保険料の徴収強化を実現する。</p>
<p>3-2 法人番号の活用による年金・国税・地方税当局間での法人に関する情報連携の強化</p>	<p>法人番号の利用開始以降、国税・地方税・年金の各当局間で法人情報の授受を行う場合には法人番号を付して行うこととし、法人に関する情報共有を強化する。</p>

# 税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービス（イメージ図） （マイナポータル画面のイメージ）

（参考）

電子私書箱

よくある質問

お問い合わせ

検索

音声読み上げによる閲覧

English

官民から送付されてくるあらゆるドキュメントを受領できる電子的な私書箱。例えば、確定申告に必要な生命保険料控除証明書や住宅ローン残高証明書を電子私書箱で受領・保存することができるなど、他の手続きに必要な書類の受け皿としても使用することが可能

## マイナポータル



### 国税・地方税・年金等に関する手続き

例：所得税（住宅ローン控除、医療費控除等）  
贈与税 等

#### 国税に関する手続き

- 申告手続き
- 納付手続き
- その他申請・届出 等

例：自動車税・軽自動車税 等

#### 地方税に関する手続き

- 申告手続き
- 納付手続き
- その他申請・届出 等

#### 年金に関する手続き

- 国民年金保険料の納付手続き
- 免除申請
- その他申請・届出 等

#### その他社会保障に関する手続き

各サイトに移動する際は、IDやパスワードの入力を要しない※など、あらゆる手続きをシームレスに完結

#### > お知らせ

平成29年x月xx日 今日から確定申告が始まりました

平成29年x月xx日 〇才児予防接種のご案内

平成29年x月xx日 国民年金保険料の納付手続きはお済ですか？

平成29年x月xx日 国民年金保険料の免除を受けられるかもしれません

平成29年x月xx日 自動車税の納期限は〇月〇日です。

平成29年x月xx日 医療費通知が届いています

プッシュ型通知サービスの活用により、例えば、国民年金保険料未納者に対して納付を促したり、免除該当者に対して免除手続きの案内を通知することが可能に

インターネットバンキングやクレジットカード決済を活用し、インターネット上での納付が可能に

（※）初回は別途ログインが必要